

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

要支援のご利用者様

(2024.6.1~)

サービス内容	指定訪問看護(要支援者対象)					サービス提供時間	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護 I-1・時間内	3,242円	325円	649円	973円	303	1回につき 20分未満	
訪問看護 I-2・時間内	4,825円	483円	965円	1,448円	451	1回につき 30分未満	
訪問看護 I-3・時間内	8,495円	850円	1,699円	2,549円	794	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護 I-4・時間内	11,663円	1,167円	2,333円	3,499円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	3,038円	304円	608円	912円	284	リハビリ 20分 (1回につき)	
◆訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)	1,519円	152円	304円	456円	142	リハビリ 20分 1日に2回を超えて訪問看護を行った場合 (1回につき)	
特別管理加算	I	5,350円	535円	1,070円	1,605円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に管理 する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,675円	268円	535円	803円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,717円	272円	544円	816円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,301円	431円	861円	1,291円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,150円	215円	430円	645円	201	
	30分以上	3,391円	340円	679円	1,018円	317	
長時間訪問看護加算		3,210円	321円	642円	963円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	I	3,745円	375円	749円	1,124円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した 日に看護師が訪問を行った場合に算定 新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時 (要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
	II	3,210円	321円	642円	963円	300	
退院時共同指導加算		6,420円	642円	1,284円	1,926円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を 行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	I	6,420円	642円	1,284円	1,926円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	6,141円	615円	1,229円	1,843円	574	
看護体制強化加算		1,070円	107円	214円	321円	100	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	I	64円	7円	13円	20円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	32円	4円	7円	10円	3	
専門管理加算		2,675円	268円	535円	803円	250	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		535円	54円	107円	161円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の同 意が必要。
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時~22時/早6時~8時)	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ						
深夜加算 (深夜22時~6時)	同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます						

◆・・・①療法師等（PT…理学療法師、OT…作業療法師、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。
 ②療法師等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算されます（③に該当しない場合）。
 ③当該訪問看護事業所における前年度の療法師の訪問回数が看護師よりも多い場合、
 緊急時訪問看護加算 I・II、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。
 （理学療法師等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は加えて15単位減算されます。）
 ※②③は要支援のみ対象です。③の15単位の減算に該当する場合は②の5単位は減算しません。
 ※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。
 ※緊急時訪問看護加算 I・II、特別管理加算 I・II、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。